

企業立地の推進に係る協定の変更について

1. 背景・概要

これまでの企業立地の促進等については、企業立地促進等による産業集積の形成等を目的とした「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」に基づき、伊勢志摩地域の 6 市町と三重県で組織した伊勢志摩地域産業活性化協議会において、伊勢志摩地域産業活性化基本計画を策定し、ガイドブックの作成や、三重県主催のセミナーにおいて誘致活動に取り組んできた。

しかし、企業立地促進法は平成 29 年に改正され「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」となり、その目的は、地域経済を牽引する企業への支援により地域経済の好循環を生み出すことに改められ、また、三重県においては、県及び県内全市町で三重県地域経済牽引事業促進協議会を組織し、活動することとなった。

このことにより、企業立地促進法に基づき、企業立地促進等による産業集積の形成等を目的に組織していた伊勢志摩地域産業活性化協議会については、法の改正に伴い、伊勢志摩地域産業活性化基本計画の終期となる令和元年度末をもって、解散することとなった。

しかし、伊勢志摩地域としては、引き続き雇用の場の確保のため企業立地促進の取組は必要との考えから、引き続き伊勢志摩地域産業活性化協議会と同じ枠組みとなる、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の 6 市町で連携し、三重県が主催する企業セミナーへ参加し、三重県に興味のある企業へ伊勢志摩地域の工業団地、地域資源等の PR を行うとともに、直接交流することで企業動向を把握する等の取組を行うこととした。

このことから、協定書記載内容の修正を行おうとするものである。

2. 協定

協定書の内容を以下のとおり変更する。

対象市町：鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町

(以下、協定書への記載内容案)

(1) **取組内容** (変更なし)

圏域の経済活性化及び雇用の拡大を確保するため、企業立地を推進する。

(2) **中心市(甲)の役割**

三重県と連携を図るとともに、乙と連携し、産業集積の形成及び地域経済の活性化を図るために必要な取組を行う。

(3) **連携市町(乙)の役割**

甲と連携し、産業集積の形成及び地域経済の活性化を図るために必要な取組を行う。

定住自立圏の形成に関する協定書（案）

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 産業振興

| 施策 | 取組内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--------|-----------------------------------|--|---|
| 商工業の振興 | 圏域の経済活性化及び雇用の拡大を確保するため、企業立地を推進する。 | <u>伊勢志摩地域産業活性化協議会における事務局を担うとともに、三重県と連携を図るとともに、乙と連携し、産業集積の形成及び地域経済の活性化を図るために必要な取組を行う。</u> | 甲と連携し、産業集積の形成及び <u>地域経済の活性化</u> を図るために必要な取組を行う。 |